一般教育訓練明示書(2022年4月指定)

講座の名称	文学研究科 言詞	吾教育•	コミュニク	7 -	ーション	ン専攻									
実 施 方 法	O① 通学 (昼l	間 • 7	友間 • :	±	日)	2	通信		スクー	-リン	グ(E	到数	口)	
指定講座番号	1 3 2 1	5	0	4	_	2	2	1	()	0	1	2 -	_	3
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金 講座の指定期間	:	過去一 年の講 座実績		入講	者数((累積)	(人)		修了	者数	(人))
年 月 日	2025年 3月 31日	∃まで													
訓練期間	24ヶ月	1				総訓	練 時	間					450	時間以	以上
1. 教育訓練目標															
①取得目標とする資格の	名称、目標レベル						修	士	(文学)					
②①に係る資格・試験等の	の実施機関名称		昭和女子大学大学院												
③当該資格等を取得する 格等	ための要件または受験	快頁	学則に定 な研究指 る。												
④当該技能・知識の習得種・職務及び習得された抗る業界と活用状況		ーセント	中学校•高 日本語教 [:]					国内	•海外 ⁻	で教育	争に従	善事する	5日本	語教師	師、
2. 教育訓練の内容	3														
教 科	(カリキュラム)					時 間				使	用者	り 材:	名		
文学研究科 言語教育・コミュニ	ニケーション専攻カリキュラ	ム表・シ	ラバス参	照											
	合計				4	50時間	1								
3. 受講者となるた	めの要件(この講座														
①受講するに当たって必要	要な実務経験等	は適用 中に履 了後も 本語教	社会人入試については2年以上の社会人経験があること。(一般入試では適用しない)英語教育については、教職課程履修済みであるか、在学中に履修する予定であることが望ましい。英語教育経験があり、大学院修了後も英語教育に従事する意思があること。日本語教育については、日本語教育に関する基礎的な知識・経験を有した上で大学院修了後、教育現場に携わる意思があること。						学 完修 日						
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・ 学士の学位を有 技能・知識等の内容及びその水準 があると認められ					、及び	学士の	か学	位を	与する	 る者と	 :同等	以上	の学え	カ	
③その他															
		_	_	_	_	_	_	_		_		_	_	_	_

一 般 教 育 訓 練 明 示 書(2022年4月指定)

4. 教育訓練の受講の	の実績及び目標達成の状況							
 (1)資格取得状況								
① 前年度内の受講修	5	5 人						
② ①のうち目標資格	5	5 人	受験率(②/①)	100.0	%			
③ ②のうち合格者数	5	5 人	合格率(③/②)	100.0	%			
④ 上記②・③の回答:		() 人					
(2)受講修了者による	講座の評価等							
① 回答者総数				人				
	1 正社員	正社員				業者計		
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員		人		未日司			
業状況等	3 その他の就業(自営業等)		人					
	4 非就業			人	②B:非就業者			
	1 処遇の向上(昇進、昇格、資	格手当等)に	役立つ	人				
	2 配置転換等により希望の業績	務に従事でき	人					
	3 社内外の評価が高まる			人	③の回答数合			
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円滑な転職に役立つ		人	※②Aと同数 :	(又はて れ以下)			
	5 趣味・教養に役立つ	・教養に役立つ 人						
	6 その他の効果		人					
	7 特に効果はない			人				
	1 早期に就職できる			人]			
	2 希望の職種・業界で就職でき	<u>き</u> る	人	 ④の回答数合計				
④ 就業していない	3 より良い条件(賃金等)で就取	職できる		人	※②Bと同数			
受講者による講座の 評価	4 趣味・教養に役立つ			人	れ以下)			
	5 その他の効果			人				
	6 特に効果はない			人				
	1 受講中又は受講修了後3か.	月以内に就職	人	⑤の回答数	h스타			
⑤ 受講者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内に	こ就職した	人	※②Bと同数				
況	3 受講修了後6~12か月以内	に就職した	人	「 れ以下)				
	4 就職していない	7 7						
	1 大変満足			人	6の回答数			
	2 おおむね満足		人	※①と同数(又 以下)	ぶそれ			
⑥ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない			人	-			
	4 やや不満			人				
	5 大いに不満		人					
	修了後の状況(就職等の状況、受 と期間内でのキャリアアップ成果や				後の職務内容変	化等の		
	<u>- 州间内でのイヤリアアツノ成果で</u>	<u>(*ての事例、1</u>	<u> </u>	の側の許逥 寺)				
	こよる効果の把握及び測定の方法 標に対する技能・知識のレベル							
到達度の把握・測定方		試験点を合		明末試験の2領域の 点とする。成績評価 いる。				
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場	所、時期、期間・回数							
6. 修了を認定するた	-めの基準並びに修了を認定する	_ 時期及びその)方法					
究指導を受けたうえ、何	目について30単位以上を修得しか・ 修士論文もしくは特定の課題につし		最終的に教授	会で修了認定を審査	きする。			

一般教育訓練明示書(2022年4月指定)

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
\(\text{\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(\frac{1}\) \(ZIII I - 71 7 0 11 11 72 0	 							
(1)受講中の者に対する習得度 な助言・指導の方法	・理解度に関する具体的		めのゼミ(特別演習)を入学後 ¤で受講者の個別の習得度・理 う。						
(2)受講中又は修了時における 的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関 提供方法、早期就職に向けた具 状況)	関連職種の求人情報の	得が可能。公立・私 教職担当と連携して	は、所定の単位数を修めた場立の中学・高校の教員採用記 でサポートをおこなっている。E に語教育能力試験合格に向け	試験合格に向け ∃本語教育につ	て学部 いても				
8. その他の事項									
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	学校法人 昭和女子大学	Ÿ	(代表者名	(代表者名:坂東眞理子					
住所及び連絡先	東京都世田谷区太子堂	1-7-57	-3411-5111						
施設名称及び施設長名	昭和女子大学大学院		(施設長:	小原奈津子)				
住所及び連絡先	東京都世田谷区太子堂	1-7-57	TEL 03-	3-3411-5111					
給 付 制 度 担 当 部 署 · 者	昭和女子大学 教学支持	爰センター研究支援	課 (担当者:	前田由紀)				
連絡先	E-mail kenkyu@swu.a	acjp							
一般教育訓練経費 1. 一般	段教育訓練給付金の対象	となる経費 (① +	2)	865,600	円				
(※害	料 (税 込 額) 引・還元措置を実施した その差引き後の税込額と		*本学出身者は免除(0円)	100,000	円				
〇 ② 分 割 払 (※割	料(税 込 額) 削引・還元措置を実施した その差引き後の税込額と		(うち、必須教材費	765,600	円)				
③ 両 方 可 能 2. 一般	段教育訓練給付金の対象	120,00	0円						
1	副読本代(税込額)				円				
2	実習等に伴う交通費・宿	写泊費(税込額)			円				
3	施設維持費(税込額)			115,000	円				
4	その他(税込額)			5,000	円				
3. 総名	頁(1+2)(税込額)			985,600	円				

〔特記事項〕

上記は、教育訓練給付制度に該当の1年目のみの金額であり、修了するには別途2年目の費用がかかります。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解 いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の 額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要に なります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了したものとは認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。